

森林組合改革・林業事業体育成検討委員会の中間とりまとめ

検討項目、検討の視点等	委員意見	方向性
<p>1. 施業の集約化</p> <p>○多くの森林所有者が小規模・零細であり、また、所有者に対する働きかけが十分でなかったこと、採算性の低下や世代交代等による所有者の林業に対する関心が低下している状況の下で、人工林資源が利用期を迎える我が国の森林整備を計画的かつ効率的に進めていくためには、施業集約化への取組が不可欠。</p> <p>(1) 森林組合の役割</p> <p>☆検討の視点</p> <p>○所有者の協同組織である森林組合は、施業集約化に向けて、所有者に対し、具体的な計画を示しながら、合意形成を図っていくべきではないか。</p> <p>○森林計画制度の見直しの中で、所有者段階の計画が集約化計画として施業に直結する計画(森林経営計画(仮称))と位置づけられる場合には、森林組合としては、組合員の森林について、全てこの計画を立てることを目指して取り組んでいくべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一義的に森林組合が地域の森林管理の担い手という位置づけであるべき。</li> <li>・森林情報把握、所有者との関係、事業体としての継続性等、地域の森林管理の担い手としての条件を満たしているのは森林組合。</li> <li>・森林組合は、所有者に積極的に働きかけを行うべき。声をかけやすい所有者に事業が偏っており、不在村や関心の薄い所有者への取組が手薄。</li> <li>・森林組合は、組合員全体の森林現況を把握して、どのくらい整備する必要があるのか見える形に示さなくてはならない。少なくとも年度当初に年間計画をたてるなど、計画的に施業を進めていくことが必要。</li> <li>・森林組合の第一の業務は組合員へのサービス。集約化もその1つだが、あまり集約化だけを強調しすぎるのはどうか。地域の森林施業の担い手という観点から全体を網羅する必要がある。</li> <li>・地域によって林業の歴史、山村の中で森林組合が期待されている役割は多種多様。戦後林業地と言われるところでは、施業集約化を先頭に掲げて取り組んでいくということが想定されるが、そうでない地域もある。沖縄など画一的に全国一律に取り組むことは難しい面がある。</li> <li>・これまでの森林組合システム運動方針による効果も検証すべきではないか。</li> </ul>	<p>○森林組合としては、施業集約化に向けた合意形成、具体的なプランづくりを最優先の業務とし、少なくとも組合員の森林について、全て森林経営計画(仮称)を作成することを目指して取り組む。</p> <p>その際、集約化の実を上げるため、組合員以外の森林も含めて面的に集約するよう努力。</p> <p>○森林組合システムにおいては、これらの業務を最優先に取り組む旨、自ら定める運動方針の中に位置づけることにより、システム全体の共通認識とする。</p>
<p>(2) 施業集約化の促進策</p> <p>☆検討の視点</p> <p>○事業実行の効率化・費用低減には不可欠であるが、必ずしも直接、すぐに事業実行に結びつかない活動も含めた施業集約化に必要な幅広い活動をどのように進めていくか。</p> <p>○施業集約化の推進に当たって、森林施業プランナーの育成をどのように進めていくのか。</p>	<p>(集約化に向けた後押し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・境界の確認等ソフト事業というのは手間がかかる。ソフト事業にもっと金をかけて重点的な施策をすべき。</li> <li>・造林補助金では、森林施業プランナーの諸経費が見られていない。プランナー活動に必要な施業の設計、路網、付加価値に対する一般管理費が担保されていないという重荷をおろさないと、森林組合が公共事業に頼らず地域の森林管理に努力して行く方向に向かっていかない。</li> <li>・施業集約化等の経費は、総事業費の45%~55%かかっているのが実態。この間接費が手当てできないと集約化が進まないのが実態。</li> <li>・補助事業だけで施業集約化が本当に進むのか疑問。森林所有者が施業集約化に対してインセンティブを持たせる仕組み作りが必要ではないか。</li> <li>・施業集約化の促進には、境界確定を含めた所有者の合意形成が重要であり、そのためには国土調査が促進されるよう、働きかけをお願いしたい。</li> <li>・境界がわかる人たちがいるうちに、仮の所有界でも良いから、確認していくことも重要ではないか。</li> </ul>	<p>○森林整備について、現行の助成制度を見直し、新たな支援措置を創設する中で、受益者負担や施業実行との関係を踏まえつつ、集約化に必要な様々な活動に対する支援のあり方を整理。</p> <p>○施業集約化の促進には、境界の確定が重要なので、国土調査が促進されるよう国土交通省との連携を進める等積極的な方策を行うべき。(森林・林業基本政策検討委員会への意見)</p>

検討項目、検討の視点等	委員意見	方向性
<p>(2) 施業集約化の促進策(つづき)</p>	<p>(森林施業プランナーの育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業プランナーの育成は途半ばであり、また、十分に活用されていない林業事業者も少なくない。</li> <li>・平成 23 年度までに、森林施業プランナー 2,100 人の育成というのは高い目標だが、質の向上が必要。資格制度、フォローアップ講習制度等も必要になってくるのではないか。</li> </ul>	<p>○集約化施業の推進に不可欠な森林施業プランナーの増員、能力向上に向けて必要な研修を実施。</p>
<p>(3) フォレスターと森林施業プランナーの関係</p> <p>○フォレスターとの関係をどのように整理すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォレスターが地域全体を管理し、その上で、森林組合は森林施業プランナーという役割が重要になってくる。</li> <li>・フォレスターの役割について、資源の保続と利用の保続の 2 種類ある。資源の保続について責任を持つのは行政の役割。利用の保続は、伐採計画と木材利用になるが、森林組合等の森林施業プランナーの役割。利用の保続について、監視して指導を行うのは行政の方の役割となり、これがフォレスターである。</li> <li>・数千 ha から1万 ha の流域単位について、フォレスターが基幹道を含め設計、計画する役割を担う。これに基づいて数百 ha の集約化を行う。これが森林施業プランナーの仕事。これは、今すぐではなく、5年～10年後ぐらいのあるべき姿に基づくシステム。全体の設計は、専門のフォレスターがやるが、地域の民間事業者や森林組合が入ってもらって、協議の場を設けることは考えられる。</li> </ul>	<p>○森林施業プランナーが森林経営計画(仮称)を作成するに当たって、フォレスターに指導、助言を求め、フォレスターと連携して取り組めるような仕組みを整備すべきではないか。(人材育成検討委員会への意見)</p>
<p>2. 森林組合と民間事業者とのイコールフットingの確保</p> <p>○森林整備の担い手である事業者間の競争が働く環境整備が重要。</p> <p>☆検討の視点</p> <p>○森林整備を計画的かつ効率的に実施していくには、①施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階、②計画に従った事業の実行の段階、それぞれの段階で、森林組合と民間事業者のイコールフットingが確保される仕組みとすることが必要ではないか。</p> <p>(1) 施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階でのイコールフットingの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者にも、森林簿・施業図などの公開、森林施業計画の公開が必要である。</li> <li>・森林所有者の承諾のもと、所有者情報を民間事業者にも開示する必要がある。</li> <li>・森林は森林所有者の持ち物なので、森林所有者の意向というものが入っていないと問題になる。</li> <li>・計画づくりの段階は、あまり競争が働きにくい仕事であり、面的なカバーを考えると森林組合が多いと思うが、自ら計画づくりをやりたいという民間事業者や、組合組織率の低いところもあるので、途を閉ざさない方がよい。</li> <li>・森林管理は相当の面積、数千ヘクタール単位で行うこととし、長期的な視点が必要。フォレスターとプランナーは原則としてずっとそこに留まって管理していく人。この部分では競争原理は機能しない。欧州をみても、ここがコロコロ変わると山はぼろぼろになる。</li> <li>・フォレスターが適当と認める、森林組合・民間事業者(森林施業プランナー)に、必要な森林情報が集まる、あるいは集められる仕組みが必要ではないか。</li> </ul>	<p>○森林経営計画(仮称)の作成を促進するため、森林組合と民間事業者に等しく、森林情報を提供することにより、民間事業者にも参入の途を開く。(森林・林業基本政策検討委員会への意見)</p>

検討項目、検討の視点等	委員意見	方向性
<p>(2) 計画に従った事業実行の段階でのイコールフットingの確保</p> <p>○導入の対象をどのようにすべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合と民間事業者が同じ土俵で競争するためには、民間事業者にも造林補助金の申請、行政当局の検査対応が求められるが、現状で参入意欲があり、かつ実行能力のある民間事業者がどれほど存在するのか。造林補助金体系の簡素化、行政当局による検査の透明化が必要である。</li> <li>・補助金を使って事業実行していく上では、少しでも切磋琢磨していくことが重要であり、森林組合と民間事業者のイコールフットingの問題がある。</li> <li>・森林施業計画が所有者以外も作成できるようになり、森林組合もそれ以外の事業者も同じ土俵に乗れるようになったが、国→県→森林組合というかつてのラインが温存されたままの県もみられる。</li> <li>・設計は森林組合に任せ、実行は民間事業者と森林組合の競争でいい。</li> <li>・明確かつ客観的な基準をきちんと作ることが決定的に重要。</li> <li>・森林経営計画(仮称)をたてる段階で所有者と受託する人の間で少なくとも長期委託契約が必要。契約を結ぶ段階で、例えばどういう人が山の作業をやるんだということがある程度見えてないと所有者も契約書に印鑑を押せない。そこをある程度把握しておいて、所有者の了解をとるといふ手続きが必要。</li> <li>・森林経営計画(仮称)とその実行計画について、参加しようとするそれぞれの林業事業者が提案をし、より効率よく、きれいに森林整備が実行されるものを選ぶような、計画段階でコンペを行い、計画作成者、事業実行者を決めてもいいのではないか。</li> <li>・間伐等の作業に関して、今の作業班だけでは全ての森林を網羅するというのは量的に不可能なので、森林組合がやる範囲と外注する範囲をきちんと分けした事業体制を作るのが現実的。森林組合だから就職した作業班に「独立しろ」というのは無理。</li> <li>・作業員を持っている状態ではイコールフットingにはなりえない。本当にイコールフットingを確保するなら、作業員を独立させ、森林組合は森林管理専門にするしかない</li> <li>・計画を作成し、現場に指示発注するところと、現場で作業を行うところとは分けるべき。そうしないと、監理・監督が甘くなる。</li> <li>・発注監督者と事業実行者が一緒でも、検査・評価が別であれば問題ない。</li> <li>・作業員を持って自分のところでやると競争原理は働かなくなるが、原理原則はそうであっても現実はどうかというのとは別。現状とあるべき姿を思い描いて議論。</li> <li>・利益の上がない事業については、民間事業者は参加しない。</li> </ul>	<p>○計画作成者は、明確かつ客観的な基準に基づき、事業実行者の選択を行い、選択の結果・理由について明確にすることで、競争の確保、事業実行の効率化・透明化を図る。</p>

検討項目、検討の視点等	委員意見	方向性
<p>(3) 事業の実行の質の確保</p> <p>○事業実行について、質をどのように確保すべきか。</p> <p>☆検討の視点 ○森林整備を適切に実施してくれるかどうかなど発注者の不安を解消するためには、総合評価落札方式等の取組も参考にしつつ、森林整備事業の品質確保を目的とした林業事業者の登録・評価制度が必要ではないか。</p>	<p>(登録・評価制度の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者は利益を上げなければならないので、間伐作業等では、伐採対象木以外も伐ってしまうように思われがちである。</li> <li>・森林所有者が民間事業者より森林組合の方を信頼している。</li> <li>・キャリア、技能を証明するような制度があったらよい。</li> <li>・現時点で森林組合なら安心できる、民間事業者ならこの人かわからないので安心できないというのは、登録評価制度がきちんとできて、所有者が選択できるようになればそういう問題にはならないのではないか。</li> <li>・某森林組合では、集約化、事業を発注し、民間事業者が仕事を受注。市町村が民間事業者の認定というお墨付きを与えている。まだ試行段階だが、顔が見える業者が複数いてその中から選ばれてきているので、所有者も安心している。このような例がうまく廻っていくのであれば、スタンダードになりうるのではないか。</li> </ul> <p>(登録の評価の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業を実施していく事業者については認可登録制とすべき。その際の資格要件は一般的な請負事業者の要件に加えて、その営業地域における森林施業の経験の多さを重視すべき。</li> <li>・新規参入する事業者については、原状回復が比較的容易にできる造林・保育から経験を積めるような制度とすべき。</li> <li>・総合評価落札方式等のツールを使って、信頼性と高い技術力を持った担い手となる方向にしてほしい。</li> <li>・計画作成者が発注する事業の入札参加者について、入口・出口の両方をチェックすべき。</li> <li>・入口に関しては、法人化していること、福利厚生が充実していること、過剰投資を行っていないこと、コスト分析ができること、経営能力があること等、6, 7つのことを基本条件にすべき。</li> </ul>	<p>○事業実行者の選択に当たっては、森林所有者又は計画作成者の不安を解消し、森林整備事業の品質確保が図られるよう、一定レベルをクリアした林業事業者の登録・評価制度を導入。</p>

検討項目、検討の視点等	委員意見	方向性
<p>3. 森林組合関係 (1) 本業優先のルール(員外利用の厳格化)</p> <p>○組合員の森林に係る施業集約化の合意形成、具体の計画づくりを最優先に取り組むため、どのような仕組み・ルールが必要か。</p> <p>☆検討の視点 ○各森林組合においては、毎年度、森林経営計画(仮称)の作成状況、計画に基づく整備の実行状況を明確にし、整備が必要な森林について、これらが適切に作成、実行されている場合のみ、員外利用を可能とすべきではないか。</p> <p>○森林経営計画(仮称)の作成、整備の実行が適切に行われているかどうかの確認については、総会手続きや行政庁による組合検査等によりチェックすることとしてはどうか。</p>	<p>(員外利用の実態)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、都道府県等の事業の受注の員外利用は厳格にすべき。</li> <li>・員外利用の過度の制限は、地域の林業情勢を踏まえないと混乱が生じる。早急な政策の転換により、経営の不安定化が起きないように検討すべき。</li> <li>・収入確保のために員外利用を行わざるを得ない。組合員の森林整備は補助事業の複雑な事務処理に追われているわりには実行しても採算が合わない。</li> <li>・国、都道府県、市町村等の受注により、経営を安定する中で、手数料を安くするなど組合員にもメリットが提供されている場合もある。ただし、行き過ぎた組合員以外からの事業確保には規制が必要である。</li> <li>・基本的には、森林組合の本業が重視されるべきだが、現状から言うと、施業集約化で十分収益がない部分を、ある程度経営上の安全面をとらないといけないので、国、県の仕事をやっているということ。</li> <li>・組合員の山を整備しても、国有林の山を整備しても利益率が同じだったら、当然組合員の山を優先する。そういう条件を整えていくことが大事。</li> <li>・組合員のために事業をやっているが、数字に表れないところがある。5年後のために座談会等をやっている。一律に員外利用を厳格に適用する劇薬のような措置は現実合わない。</li> <li>・明日から厳格化するというのではない。将来のあるべき姿を逆算して、それに向かったアプローチを考えるべき。</li> <li>・員外利用について、現場ではかなり心配をしている。ある程度のところで方向性を示してあげないと、いつまでも不安をあおることになる。</li> <li>・現実のところでは、員外利用の必要性はある。組合員の森林整備と員外利用のギャップをどう埋めるか、いずれにしても森林組合の自助努力、条件整備が必要。</li> </ul> <p>(本業の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合は、組合員全体の森林現況を把握して、どこでどのくらい整備する必要があるのか見える形にしていかななくてはならない。少なくとも年度当初に年間計画をたてるなど、計画的に施業を進めていくことが必要。</li> <li>・自分の管内の山を隅々まで知ることが大事であり、あるべき姿の第一歩。組合員の森林整備を3割しかやっていないところは、100%にもっていくように努力すべき。</li> <li>・森林組合で、作業員を育成しているところもある。直営で自分の作業員を育てながら、組合員の森林整備をやることも必要。</li> <li>・集約化し森林施業が増えてくれば、おのずと員外利用が減ってくるはず。そこにかかってくるのではないか。員外にかかっているヒマが無くなっていくのではないか。</li> <li>・木材価格が暴落し、員外の仕事をせざるを得ない場合もある。こういう例外なところまでしぼらないでほしい。</li> <li>・施業集約化の取り組みというのは、一般の会社で言えば設備投資のようなものだ。国有林の事業は日銭を稼ぐための手段。ここで日銭を稼げず、施業集約化に取り組めということだと無理ではないか。行政庁の検査の結果、員外利用が多いなら、計画を提出させ、こうやって改善する、というやり方のほうが、現実的ではないか。</li> </ul>	<p>○毎年度、森林経営計画(仮称)の作成、計画に基づく整備の実行状況を明確にし、これらが適切に作成、実行されている場合のみ、員外利用を可能とする方向で検討すべき。</p> <p>○このため、森林組合の総会手続きや行政庁の組合検査によるチェックの仕組み、ルールづくりを行うべき。</p>

検討項目、検討の視点等	委員意見	方向性
<p>(1) 本業優先のルール(員外利用の厳格化) (つづき)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業優先のルールについて、現場にあてはめて、本当に機能するのか、実際にシミュレーションが必要ではないか。また、現場の意見を聞いて、検討すべき。</li> <li>・計画作成や事業量のチェックについては、1年目、2年目と計画が先送りされることも懸念されるので、員外利用の厳格化について、どこかの時点で厳格化するような道も残しておくべきではないか。</li> <li>・員内利用だけで経営維持ができれば一番良いが、できないのであれば、ある程度の員外利用はやむを得ない。その限度は組合毎に違う、地域も違う。はっきり数字がでるものではないのではないか。</li> </ul>	
<p>(2) 森林組合の会計制度の見直し・情報公開</p> <p>○組合員から見て、効率化の努力、他の森林組合や民間事業体との比較がチェックできる会計制度・情報公開のあり方をどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合の受託事業の内容が決算書類に示されない等の問題は以前から組合員より指摘があるところ。決算書類等が組合員にとって分かりやすく、なおかつ自ら経営効率化に繋がるようなものが必要。</li> <li>・森林組合の透明性の確保については、補助金がどこから入ってどう流れたのかを明らかにするなどキャッシュ・フローを透明化すべき。</li> <li>・公的な資金(補助金等)を取り扱ったり、受給している以上、その資金の流れを明らかにし、ステークホルダーに開示することは必要。決算書もできる限り総額を表示し、企業会計に近いものにしなければならない。</li> <li>・森林組合の各事業の収支状態を把握するためには、部門別の事業区分毎の一般管理費の配分を明らかにすべき。</li> <li>・森林組合の決算書は、受託事業について手数料だけが計上されているので、総事業量、総事業費が明示されず、事業の実態がわからない。全体の間伐面積のうち、その年にどれだけ間伐をしているのか、組合員の森林の整備、それ以外の事業(公共事業も含む)の受注をどれだけやっているのか、事業量、金額等を分かりやすく開示することが必要。これだけ補助金が入っていれば、経営の透明性が高く要求される。</li> <li>・財務諸表そのままだと開示してもわかりにくいし、自分の組合が頑張っているのか隣の組合との比較ができない。</li> <li>・何らかの形で、キャッシュフローを明らかにすることは必要だが、企業会計と同じ意味でのキャッシュフロー計算書の作成は、事務やコストが掛かり増しになるだけで、負担増になり重すぎるので、義務づけは外していただきたい。</li> <li>・キャッシュフロー計算書の作成の話は、お金の流れ、資金移動がわかるように開示していこうことから始まった話。キャッシュフロー計算書まで必要かどうかは、更に検討していくことではないか。</li> </ul>	<p>&lt;決算書類について&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①決算書類について、補助事業・補助金収入も含めた総事業費、収入・支出の全体像がわかるように決算書類の様式を見直すべき。</li> <li>②主な事業別の収支、コストが明確になるよう決算書類の様式を見直すべき。</li> <li>③経営内容をより明確に把握できるよう、キャッシュフローの作成を義務づけるべき。</li> </ol> <p>&lt;森林組合間の経営状況を比較できる情報の開示&gt;</p> <p>○森林組合間で生産性、コストが比較できるよう、必要な情報を決算書類や全森連のホームページに掲載するべき。</p> <p>&lt;ワーキングチーム&gt;</p> <p>○決算書類の見直しや森林組合間の比較情報の具体的な内容については、ワーキングチームを設置し、10月末を目途に成案を得る。</p>

検討項目、検討の視点等	委員意見	方向性
<p>4. 民間事業者の育成 (1) 高い生産性を確保するための現場技能者の能力向上</p> <p>○民間事業者の育成をどのようにサポートしていくべきか。</p> <p>☆検討の視点 ○高い生産性を確保するためには、現場作業員に対する研修の充実を図るとともに、働きやすい職場づくりや高い能力を身につけた者への公平・公正な処遇等が必要ではないか。</p> <p>☆検討委員会での議論の方向性 ○一定程度の経験を有する現場作業員を対象に、高性能林業機械を活用した作業システムの設計やコスト管理、指導能力向上等に関する知識・技術を習得できる統一的な研修カリキュラムや研修支援体制の整備に加え、これら研修を修了した者に対する資格のようなものが必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出間伐の推進、低コスト化に一層取り組むべき。生産性の向上等に向けた意識を高め、人材の育成を進める必要。</li> <li>・段階的、体系的な技術の研鑽というのは必要。</li> <li>・グリーンマイスターとか、資格がとれるということは仕事の上での励みになる。</li> <li>・高性能林業機械を遊ばせておくなど能率の悪いことになってしまう場合もある。</li> <li>・単に作業員を抱えているだけの常用雇用では「経営」とは言えない。きちんと人材育成をしているかが重要。</li> <li>・高性能林業機械の運転をするのに、資格はいらないが、安全の確保から技能講習会の義務づけは必要ではないか。仕事が増えてきているのに、安全管理に係る予算が減ってきているのは問題。</li> <li>・機械化を進めていくに当たって、生産性ばかりでなく、安全性の確保も大事ではないか。</li> </ul>	<p>○高い生産性や安全性を確保するためには現場作業員の能力を向上させる必要があり、このため、高性能林業機械を活用した低コスト作業システムを現場レベルで実践できることを念頭に置きつつ、平成22年度中に、段階的かつ体系的な研修カリキュラムを整備すべき。また、平成23年度から運用できるよう、これら研修修了者の登録制度を創設すべき。</p> <p>○なお、カリキュラムの作成に当たっては、高性能林業機械の安全な運転動作の習得に必要な時間を確保する方向。</p>
<p>(2) 処遇や人事管理</p> <p>☆検討の視点 ○高い生産性を確保するためには、現場作業員に対する研修の充実を図るとともに、働きやすい職場づくりや高い能力を身につけた者への公平・公正な処遇等が必要ではないか。</p> <p>☆検討委員会での議論の方向性 ○労働者の能力に応じた処遇の改善を図り、働きがいがあるような経営ができるよう、事業主が使いやすい人事管理マニュアルや、都道府県や、林業労働力確保支援センターが事業主を指導しやすいチェックリストが必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合の作業班のヒアリングをすることが多いが、計画的に効率化を図っていくことを考えると、まずは待遇改善が絶対必要。20年後自分たちの生活がどうなるかということをイメージできないまま仕事をしている人が多い。</li> <li>・現場作業員の所得の向上等待遇改善が重要。日給制を月給制にするなど魅力ある職場づくりが必要。</li> <li>・待遇面については、できるだけ月給制にして、安定したものにしてほしい。ただ、日給でも出来高にすればそっちの方がいいという人も一部現場にはいる。</li> <li>・森林組合や林業事業者での現状の待遇を実際に聞き取りすることによって、どう改善するのか検討していくべき。</li> <li>・グリーンマイスター、ミドルマイスター、シニアマイスターの3つのカテゴリーについて、資格要件をはっきり定めて、それを目標にしてもらうことが必要。</li> <li>・安全対策について、事業実行の予算の積算の中で具体的に見込むべき。</li> <li>・実際に現場で働く方々の処遇が改善されて、彼らの労働意欲が高まるということが前提にないと、全てが回らなくなる可能性がある。</li> </ul>	<p>○今後、規模拡大等に取り組んでいくためには適切な人事管理等が必要であり、このため、現場作業員の能力が人事考課に適正に反映されるよう、段階的かつ体系的な研修カリキュラムも活用しつつ客観的な人事評価の実施を誘導。</p> <p>○また、事業主自らの取り組みだけでなく、都道府県や林業労働力確保支援センターによる雇用管理に関するチェックが等しく働くように、他産業の例を参考に労働関連法令で遵守(又は努力)すべき事項等のチェックリストを作成。</p> <p>○なお、上記の取組に当たっては、能力開発や雇用管理を所管する厚生労働省等と十分な連携を図るとともに、これらの成果を林業事業者、都道府県、林業労働力確保支援センターに配布。</p>

検討項目、検討の視点等	委員意見	方向性
<p>(3) 事業量の確保</p> <div data-bbox="93 256 740 450" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>☆検討の視点</p> <p>○小規模、零細な民間事業体が、機械や人材に投資をし、規模拡大していくためには、将来の事業量に関して予測可能な仕組みが必要ではないか。</p> </div> <div data-bbox="93 484 740 803" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>☆検討委員会での議論の方向性</p> <p>○森林経営計画(仮称)も活用して、民有林における事業量の見通しが誰から見ても分かるような形にする必要があるのではないか。</p> <p>○森林整備事業の実行方法の見直しにより、参入機会の確保を図る必要があるのではないか。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業量の確保というのは、事業体の安定的な経営、人材育成に必要である。</li> <li>・情報の開示というのは非常に重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○林業事業体を育成していくためには、民有林、国有林それぞれの将来事業量が市町村単位等で明確になる方向で検討すべき。(森林・林業基本政策検討委員会への意見)</li> <li>○明確かつ客観的な基準に基づき、事業実行者の選択を行うことにより、民有林においても参入機会の確保を図り、効率的な事業実行を行う林業事業体が事業量を確保。</li> </ul>